平成２８年（フ）第２９３号
札幌市厚別区青葉町５丁目１番４―103号
債務者　本間　通子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
北海道根室市光洋町３丁目２番地３
債務者　船越　綾子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第７号
岩手県八幡平市田頭第17地割93番地
債務者　渡辺　　猛
保佐人　渡辺　英子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９号
盛岡市前九年２丁目16番40号　ファイン・ローゼＢ202号
債務者　谷津ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８８号
さいたま市浦和区本太４丁目19番２号
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
さいたま市浦和区上木崎６丁目28番17号
債務者　浅見　敬司
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目８番15―403号
債務者　縣　　文恵
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
埼玉県上尾市浅間台３丁目15番地２　ホワイトハイツ202
債務者　田中　和久
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
埼玉県越谷市登戸町15番34号
債務者　榎本　一江
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
埼玉県草加市長栄１丁目731番地７　ロマーノフォルマ102号
債務者　高田　泰宏
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
埼玉県八潮市八潮８丁目８番地10　青葉荘102
債務者　渡辺　俊也
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
新潟県加茂市高須町１丁目１番32号
債務者　金子久美子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１９号
新潟県加茂市高須町１丁目１番32号
債務者　金子　　智
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第９９号
新潟県上越市中央３丁目11番11号
債務者　小林イツ子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第９号
新潟県上越市南本町３丁目13番６―643号
市営南本町住宅６棟　643号
債務者　長谷川奈々
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１０号
新潟県上越市大町５丁目３番11号
債務者　冨永チエ子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第９号
静岡県伊豆の国市南條613番地
債務者　古屋　佳代
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
静岡県三島市中島207番地　グランドボヌール211
債務者　西村真奈美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係